

**ご**

**案**

**内**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　島 田 労 働 基 準 協 会

電 話(0547)35-4522　FAX(0547)35-5191

http://www.shimakikyo.jp

令和６年度「保護具着用管理責任者教育」の開催について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任が必要となりました。同責任者は「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、労働衛生コンサルタントや第一種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等から選任していただく他、選任できない場合には、厚生労働省通達で定めるカリキュラムに準じた「保護具着用管理責任者養成講習」を受講したもの者から選任しなければならないこととされています。また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、同責任者の選任を受けた方につきましても、同教育を受講していただくことが望ましいとされました。つきましては、保護具着用管理責任者が必要な知識と実務能力を習得していただくため、この機会に貴事業場の当該業務従事予定者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

記

１．日時及び会場

①日時　令和 ６年　６月２７日（木）９時００分～１７時００分　夢づくり会館　学習の部屋

②日時　令和 ６年１０月３１日（木）９時００分～１７時００分　　　　　〃

③日時　令和 ７年　２月２７日（木）９時００分～１７時００分　　　　　〃

### ２．研修会の内容

### （１）保護具着用管理　（２）保護具に関する知識　（３）労働災害に防止に関する知識

### （４）関係法令　（５）保護具の使用方法（実技）

３．受　講　料（テキスト代・消費税10％含む）

島田労働基準協会　会員事業所は１名につき　　１３,４００円（うち消費税 １,２１８円）

　　　　　　非会員事業場は１名につき　１５,６００円（うち消費税 １,４１８円）

### ４．お申し込みの方法

・受講申込書に必要事項をご記入のうえ、メールかＦＡＸにてお送りください。受け付け次第、請

求書若しくは支払い案内書をお送りしますので、受講料を当協会指定口座にお振込みください。

定員になり次第締切ります。

・テキストは、開催当日会場でお渡しします。

・申込後の取消しは、開催日の７日前までにご連絡をいただいた場合のみ受講料をお返しします。

※この講習会は日本語のテキストに沿って講義を行いますので、日本語の読み書き等が出来る方が

対象です。

５．修了証の交付　　講習修了者には「保護具着用管理責任者教育修了証」を交付いたします。

６．携 行 品　　　　受講票、筆記用具、昼食、本人確認のための書類（自動車運転免許証等）

|  |  |
| --- | --- |
| 受講月日 | 令和 年 月 日 |
| 講習会場 | 夢づくり会館　学習の部屋 |

**島田労働基準協会開催**

**保護具着用管理責任者教育　受講申込書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講者氏名 | 生　年　月　日 | | |
| 年 | 月 | 日 |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |
|  | 昭和・平成 |  |  |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業場名 |  | |
| 所在地 | （〒　　　　　　　　　） | |
|  | |
| 担当者連絡先 | 部課名 | 氏名 |
|  |  |
| ＴＥＬ | ＦＡＸ |
|  |  |

令和　　　年　　　　月　　　　日

　　　月　　日支払予定

※講習日の2週間前までにお支払いください。

《個人情報について》

　　上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。